

2020年（令和2年）8月20日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

自動車の臨時運行の許可に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）7月30日付けで諮問（第1029号）された自動車の臨時運行の許可に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過について

放置車両の違反金納付を命ずるため、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき、神奈川県公安委員会から税制課で保有する自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報についての照会があった。

道路交通法第51条の5第2項の規定は、個人情報を目的外に提供することが実施機関の裁量に委ねられる場合に該当するため、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に個人情報を目的外に提供することについて諮問するものである。

原動機付自転車等に係る所有者情報については、2006年（平成18年）9月14日付け答申（第211号）において、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づく都道府県公安委員会からの照会に対し、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略をすることについて包括的な取扱いが認められており、2014年（平成26年）12月11日付け答申（第692号）で認められたガイドラインに沿った運用をしている。

また、自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報については、2007年（平成19年）1月11日付け答申（第228号）において、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会に対し、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略をすることについて包括的な取扱いが認められており、ガイドラインに沿った運用をしている。

今後、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき、都道府県公安委員会から自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報の照会があった場合、既に包括的な取扱いが認められているものと法的位置づけや照会の趣旨が同様であるため、その公共性及び職務執行の必要性を考慮し、取扱いに関するガイドラインを作成し、当該個人情報の取扱いに十分留意した上で、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略をすることができるものとする包括的な取扱いについて併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

臨時運行許可番号標番号，使用者氏名（名称），住所，電話番号，車名，車台番号，届出年月日

なお、車両使用者等照会一覧表に記載のあるふりがな、所有者との異同及び主な定置場については、保有していない情報のため回答できない。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県公安委員会

ウ 目的外提供の根拠規定

道路交通法第51条の5第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づくものである。

道路交通法第51条の5第2項は「公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。」としており、照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県公安委員会によるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県公安委員会に確認したところ、照会車両の違法駐車の利用者に対し、放置違反金の納付を命じるに当たり、当該車両が臨時運行許可番号標（以下「仮ナンバー」という。）を取り付けており、使用者が確認できないため、とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、当該車両の臨時運行を許可し、仮

ナンバーを貸与した際の自動車臨時運行許可申請書に係る個人情報であり、ほかから収集する代替手段が存在しない。

また、臨時運行を許可する市長は交通安全対策を実施しており、本件照会に対する回答は、交通安全対策の実施に必要な違法駐車取締業務に協力するものであり、本件照会は、正当な権限を有するものによって行われるものであることから、照会そのものの正当性及び妥当性が認められる。

また、放置駐車違反車両の使用者責任を追及する業務は、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものであり、その公共性及び職務執行の必要性を考慮し、照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインを作成し、当該個人情報の取扱いに十分留意した上で、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外に提供することができるものとする包括的な取扱いをする必要があると考える。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務があるが、今回提供する個人情報は、放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する業務のためのものであり、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものであること、また、違法駐車に関する質疑については、公安委員会が車両の使用者に対し、放置違反金の納付命令を行う前に弁明を行う機会を設けていることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると考え、省略する。

また、自動車の臨時運行許可に係る個人情報について、放置車両の違反金の納付を命ずるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインを作成し、本人に通知をしないことについて合理的理由がある場合に限り、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いをする必要があると考える。

(4) 実施時期（予定）

2020年（令和2年）8月

(5) 添付資料

- ア 車両使用者等照会書
- イ 車両使用者等回答書（案）
- ウ ガイドライン（案）
- エ 自動車臨時運行許可申請書
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」（1）及び（2）のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県公安委員会によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、照会車両の違法駐車の使用に対し、放置違反金の納付を命じるに当たり、当該車両が仮ナンバーを取り

付けており、使用者が確認できないため、とのことである。また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、当該車両の臨時運行を許可し、仮ナンバーを貸与した際の自動車臨時運行許可申請書に係る個人情報であり、ほかから収集する代替手段が存在しない、としている。

また、放置駐車違反車両の使用者責任を追及する業務は、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものであり、その公共性及び職務執行の必要性を考慮し、照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインを作成し、当該個人情報の取扱いに十分留意した上で、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外に提供することができるものとする包括的な取扱いをする必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務があるが、今回提供する個人情報は、放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する業務のためのものであり、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものであること、また、違法駐車に関する質疑については、公安委員会が車両の使用者に対し、放置違反金の納付命令を行う前に弁明を行う機会を設けていることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると考え、省略する、とのことである。

また、自動車の臨時運行許可に係る個人情報について、放置車両の違反金の納付を命ずるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインを作成し、本人に通知をしないことについて合理的理由がある場合に限り、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いをする必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上